

事 案	歯科技工所を開設した場合		
根拠法令	歯科技工士法第 2 1 条第 1 項		
提出期限	開設後 1 0 日以内	様式	1 号
添付書類	① 管理者の免許証の写し（原本提示） ② 従事者の免許証の写し（原本提示） ③ 歯科技工所の構造設備の詳細 ④ 歯科技工所の平面図（設備概要を記載したもの） ⑤ 定款の写し（法人開設の場合のみ）		

届出書記載要領

「開設者」欄	<ul style="list-style-type: none"> 開設者の住所、氏名及び電話番号を記載する 	
開設の場所	<ul style="list-style-type: none"> 住居表示のとおり記載する ○丁目○番○号と省略せず記載する ビル内の場合はビルの名称と階数まで記載する 	
歯科技工所の名称	<ul style="list-style-type: none"> 歯科診療所と紛らわしい名称を用いないこと 	
開設年月日	<ul style="list-style-type: none"> 開設後 1 0 日以内に届け出ること 	
管理者の住所・氏名	<ul style="list-style-type: none"> 歯科医師又は歯科技工士であること 管理者がリモートワークを行う場合、リモートワークを行う旨、連絡可能な電話番号、歯科技工所以外の場所であって、主にリモートワークを行う場所（自宅以外の場所で主にリモートワークを行う場合、その場所の住所）を記載する 	
従事者の氏名	<ul style="list-style-type: none"> 歯科医師又は歯科技工士であること 当該歯科技工所でリモートワークを行う者がいる場合、リモートワークを行う者の氏名、その者に連絡可能な電話番号、歯科技工所以外の場所であって、主にリモートワークを行う場所（自宅以外の場所で主にリモートワークを行う場合、その場所の住所）を記載する 	
構造設備の概要	歯科技工所の面積	<ul style="list-style-type: none"> 1 0 m²以上であること
	照明器具数	<ul style="list-style-type: none"> 歯科技工を適切に行える程度の照明が設置されていること
	換気装置数	<ul style="list-style-type: none"> 技工所内の空気清浄のため、換気扇等が設置されていること
	集じん装置数	<ul style="list-style-type: none"> 粉塵の発生を防止するため、集じん装置が設置されていること